



第6次松前町行政改革大綱

松前町の財政状況は、集中的な行政改革により収支の改善が図れ、歳入では大型商業施設の立地及び東レ(株)の工場増設に伴う固定資産税の増収など明るい材料があるものの、住民税収入の減少が続いており、歳出では扶助費や特別会計への繰出金の増加などが財政を圧迫し、依然、厳しい財政状況です。そのため、更に行政改革を推進し、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、「飛躍」に向けたまちづくりを進めます。

1 大綱の基本方針と基本理念

第6次行政改革大綱の基本方針及び基本理念は、次のとおりです。

- まちづくりの基本方針
- 1 「みえる行政」
- 2 「わかる行政」
- 3 「クリーンな行政」

○ まちづくりの基本理念

「飛躍」

○ 行政改革の基本理念

「住民サービスの維持と健全な財政運営」

1 改革の基本方針

松前町の現状と課題を踏まえ、改革の全てに共通する「改革の基本方針」を次のとおり定め、住民ニーズに対応したサービスの維持と健全な財政運営の両立をめざします。

- ① 住民の理解と民間資源の活用を基本に改革する。
- ② 聖域なく改革する。
- ③ ゼロベースで改革する。
- ④ 公正の確保を基本に改革する。
- ⑤ 最少の経費で最大の効果を挙げるように改革する。

2 個別の見直し基準

「改革の基本方針」を踏まえ、事務事業を見直すための「個別の見直し基準」を次のように定め、行政改革に取り組みます。

- ① 松前町補助金等交付基準について
補助金は、公益上必要と認められる場合に交付できるものであり、透明性・公平性を確保して客観的に判断する必要があります。そのため、松前町補助金等交付基準を次の3つの基準で構成します。
○ 補助対象となる事業の基準
○ 補助事業の効果に基づく基準
○ 補助金が的確に使用されるか否かの基準

② 松前町負担金等支出（見直し）の考え方について

負担金は、共同で事務処理を行うのに要した経費を負担するものであり、松前町の考えで負担金を減額・廃止することは困難な場合が多くあります。

- 負担が公益上必要であること。
- 負担の目的が社会情勢と合致していること。
- 負担先の会計処理及び使途が適正であること。
- 負担金の額が効果に対して適正であること。
- 目的が同一、類似のものは、統合を図ること。

③ 使用料の改定について

使用料は、体育館、文化センターなど町の施設の維持管理費を利用者に負担してもらうものであり、施設の運営に要する経費を基に算定を行うことが望ましいですが、施設の建築年数や面積などにより一律な取扱いは困難なため、施設ごとの減免規定について統一的な基準を定め見直すこととします。

④ 手数料の改定について

手数料は、住民票、納税証明書等の発行など特定の方に提供するサー

ビスについて、そのサービスに要する経費を負担してもらうものであり、統一的な基準を定め算定することとします。

⑤ 委員報酬について

町長などの給料、議会議員及び委員などの報酬については、第3者で組織する松前町特別職報酬等審議会に諮り改定を行います。

⑥ 松前町の職員数及び給与について

平成12年度と平成19年度の職員数を比較すると21人(239人↓218人)、8.8%削減しています。今後も退職者の半数の採用とし、職員の削減を図ります。

2 推進期間

第6次松前町行政改革大綱の推進期間は、平成20年度から平成22年度までの3年間とします。

